

令和5年度

税制及び税務行政に関する

意見書

関東信越税理士会

令和5年度税制及び税務行政に関する意見書

目 次

I. 基本的な考え方	1
II. 意見書の構成と概要	1
III. 令和5年度税制及び税務行政に関する意見項目	2
・税制に関する意見－69項目	
1 第31回学術研究討論会における提言を中心として(12項目)	2
2 所得税法関係(17項目)	2
3 相続税法関係(11項目)	3
4 法人税法関係(3項目)	4
5 消費税法関係(5項目)	4
6 その他の国税関係(2項目)	5
7 地方税法関係(11項目)	5
8 所得税法・法人税法・地方税共通関係(4項目)	5
9 国際税制関係(4項目)	6
・納税環境整備に関する意見－6項目	6
IV. 令和5年度税制及び税務行政に関する意見内容	7
・税制に関する意見	
1 第31回学術研究討論会における提言を中心として	7
2 所得税法関係	11
3 相続税法関係	14
4 法人税法関係	17
5 消費税法関係	18
6 その他の国税関係	19
7 地方税法関係	19
8 所得税法・法人税法・地方税共通関係	22
9 国際税制関係	23
・納税環境整備に関する意見	23

(凡例)

〈法令等の略称〉

本文中の解説の根拠となる法令等を（ ）内に表記する場合には次の略称を用いる。

また、条数は「1・2・3」、項数は「①・②・③」、号数は「一・二・三」で表示する。

「通則」……………国税通則法	「財基通」……………財産評価基本通達
「通則令」……………国税通則法施行令	「消法」……………消費税法
「所法」……………所得税法	「消令」……………消費税法施行令
「所令」……………所得税法施行令	「消基通」……………消費税法基本通達
「所基通」……………所得税基本通達	「地法」……………地方税法
「法法」……………法人税法	「地令」……………地方税法施行令
「法令」……………法人税法施行令	「地法附則」……………地方税法附則
「法規」……………法人税法施行規則	「地令附則」……………地方税法施行令附則
「法基通」……………法人税基本通達	「措法」……………租税特別措置法
「相法」……………相続税法	「措令」……………租税特別措置法施行令
「相基通」……………相続税法基本通達	「耐令」……………減価償却資産の耐用年数等に関する省令
「財基通」……………財産評価基本通達	

I. 基本的な考え方について

税理士法第 49 条の 11（建議等）において「税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。」と規定され、税理士法第 49 条の 15（税理士会に関する規定の準用）に基づき、日本税理士会連合会（以下、「日税連」という）では、公平かつ合理的な税制の確立と申告納税制度の維持・発展を目的として、各税理士会から意見を集約し、税制改正及び税務行政に関する建議書を取りまとめている。関東信越税理士会（以下、「本会」という）においては、同建議書の作成のために毎年日税連へ意見書（建議書）を取りまとめ提出している

なお、意見書は下記の観点に基づき作成している。

- ① 公平な税負担
- ② 必要最小限の事務負担
- ③ 透明な税務行政
- ④ 時代に適合する税制
- ⑤ 理解と納得のできる税制

II. 意見書の構成と概要

「本会」の意見項目は、所属する会員から毎年 9 月末日を目途に意見収集し、提出された意見を基にして本会調査研究部において取りまとめを行い、理事会における審議を経て公表している。なお、「税制改正大綱」等に取り上げられた項目や詳細な検討の上で新たな意見形成が必要な項目については、意見書への掲載を見合わせている。

また、当会では、会員の日頃の研究成果を発表し、税制建議を行うための資料を収集すること、会員の資質の向上、会員相互間の情報交換、更に友誼関係の発展につなげることを目的として、当会管轄の 6 県のうち、3 県から各 3 名を研究員として選出し、学術研究討論会を開催している。研究員の研究成果から得られた提言については、別途掲載する。

さらに、本会調査研究部において、各税目における重要な改正要望意見等については、朱書する。

令和 5 年度税制及び税務行政に関する要望として会員より 194 項目の意見が提出され、そのうち 75 項目を採用し、「税制に関する意見－69 項目」、「納税環境整備に関する意見－6 項目」に大別した上で税制に関しては各税目に分類している。

令和 5 年度における 75 項目の概要は以下のとおりである。

Ⅲ. 令和5年度税制及び税務行政に関する意見項目

・税制に関する意見－69項目

1 第31回学術研究討論会における提言を中心として(12項目)

- (1) 配偶者控除、扶養控除、基礎控除の主要な人的控除について控除額を増額するとともに、給与所得控除、公的年金等控除については、引き下げて、所得の種類による不公平をなくすこと (新規)
- (2) 非永住者制度を廃止すること (新規)
- (3) いわゆるシェアリング・エコノミーに係る所得税の課税につき、公平かつ簡便な課税方法を確立すること (新規)
- (4) 働き方の多様化に対応するため給与所得の範囲を拡大すること (新規)
- (5) 年末調整制度について、年末調整手続き後に、扶養是正が必要となった場合に、当該従業員本人が確定申告によって是正を行うなど、制度廃止の検討も含めて抜本的に見直すこと (新規)
- (6) 特定障害者に対する贈与税の非課税制度を利用しやすくするため、信託という形をとらず、暦年課税制度や相続時精算課税制度について、一定額の障害者控除を認めること (新規)
- (7) 相続税の障害者控除の計算について、障害の程度に応じて「重複障害者」という新たな区分を設け、1年あたりの控除額を10万円、20万円、30万円の3区分とすること (新規)
- (8) 相続税の障害者控除額を障害者本人の相続税額から差し引いた残額を、扶養義務者の相続税額から強制的に控除するのではなく、扶養義務者の相続税額から差し引かないで、次の相続の時に障害者本人の税額から控除できるように残しておく選択ができるようにすること (新規)
- (9) 租税特別措置法上の中小法人及び中小企業者の定義を見直すこと (新規)
- (10) 軽減税率を廃止、帳簿方式を維持、インボイス制度の導入を見直すこと、納税義務の免除制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者とすることも含め制度を見直すこと
- (11) 暗号資産に関する課税について、暗号資産の特性に合わせ、担税力も配慮した独自の税制を確立すること (新規)
- (12) 国際的な経済取引におけるデジタル化の進展に伴う税制改革を行うために、納税者権利憲章を早急に制定すること

2 所得税法関係(17項目)

- (1) 青色申告の純損失の繰越期間を相当期間延長すること。併せて、雑損失の繰越控除の期間も延長すること
- (2) 年少扶養親族に対する所得控除を復活させること

- (3) 所得税及び消費税の準確定申告の申告期限を見直すこと
- (4) 土地建物等の譲渡損益について他の所得との損益通算を可能にすること
- (5) 災害損失控除を創設すること
- (6) 文化功労者の年金を課税対象とすること
- (7) 法人成りした場合、個人事業の廃業届をもって予定納税減額申請したものとみなすこと
- (8) 源泉所得税の納期の特例を7月20日までに変更すること
- (9) 不動産所得に係る損益通算制度の特例を廃止すること
- (10) 障害者控除の要件緩和又は介護者控除を創設すること
- (11) 基礎控除をすべての納税者に一律条件で認められる制度に戻すこと
- (12) 新規開業者、新設法人の源泉所得税の納期特例の適用を、申請書提出日の属する月の支払い分から適用すること（新規）
- (13) 所得税の青色申告承認申請書の提出期限をその年分の確定申告書の提出期限までとすること。また、相続により事業を承継した場合については、相続税の申告書提出期限までとすること（新規）
- (14) 不動産所得・山林所得の生ずる可能性のある相続人の青色申告の承認申請の提出期限を確定申告の提出期限までとするなど、不動産所得・山林所得と事業所得の提出期限を分けること
- (15) 土地等の譲渡所得における概算取得費制度を見直すこと
- (16) 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用要件について見直すこと（新規）
- (17) 同一生計配偶者の青色専従者等の除外を廃止し、事業に専従する親族への適正対価は、必要経費として認めること

3 相続税法関係(11項目)

- (1) 法定耐用年数を経過した家屋及び敷地（宅地）等の評価減を設けること、また、家屋の価額を評価する場合におけるその家屋の固定資産評価額に乗ずる倍率を一部見直し、特定の家屋や特定の地域については個別に指定して現行よりも低い倍率に乗ずるようにすること
- (2) 相続税・贈与税申告における非上場株式等の課税特例として、80%評価減制度を創設すること
- (3) 相続税法第18条（相続税額の加算）対象者から民法第1050条の規定により創設され、令和元年7月1日から適用となる特別の寄与者が相続税法第4条第2項により被相続人から遺贈により取得したものとみなされたものを除外すること

- (4) 相続税法第 32 条第 1 項に規定する更正の請求の期限について「同項各号に規定する事由が生じたことを知った日の翌日から四月以内に限り」とされているところ、当該期限を、「同日を経過する日と相続税法第 27 条第 1 項に規定する申告書の提出期限から 5 年を経過する日とのいずれか遅い日」と改正すること
- (5) 相続税法第 49 条第 1 項の規定に基づく開示請求書では、開示請求者は開示対象者から除外されているため、開示請求者も開示対象者含めることを可能とすること
- (6) 連帯納付義務の適用対象者を限定すること
- (7) 小規模宅地等の特例について 3 大都市圏とそれ以外の地域等で差別化すること (新規)
- (8) 配偶者居住権の評価を家屋の時価の 30% と一定にし、家屋の敷地への影響をさせない内容とすること
- (9) 被相続人の死亡により、相続人（相続人の 6 親等以内の親族及び 3 親等以内の血族を含む）以外の個人が生命保険金を取得した場合において、その個人が取得した保険金のうち被相続人が負担した保険料に対応する部分については、みなし相続財産としないで、その個人の一時所得として所得税を課税すること
- (10) 贈与税の基礎控除の引き上げ及び税率の緩和並びに子育て世代等への税率の緩和を行うこと
- (11) 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税制度について、令和元年度税制改正前に手続き済みの納税者については一定の特例を認めること

4 法人税法関係(3項目)

- (1) 受取配当金等は全額益金不算入にすること
- (2) 退職給付引当金及び賞与引当金の損金算入制度を創設すること
- (3) 役員給与損金算入規定等について見直すこと

5 消費税法関係(5項目)

- (1) 消費税の「課税事業者届出」及び「納税義務者でなくなった旨の届出」手続きを簡素化すること
- (2) 消費税の届出書及び申請書の提出期限を見直すこと
- (3) 消費税の中間申告回数を見直すこと及びその納付回数の基準となる確定消費税額を引き下げること
- (4) 簡易課税制度を選択した場合の 2 年間の継続適用を廃止すること
- (5) 令和 2 年度の消費税の改正で居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限が行われた。この改正の対象となる居住用賃貸建物の譲渡を非課税取引とすること又

は譲渡した場合の仕入税額控除の調整期間を仕入日から第5年度の課税期間の末日までとすること（新規）

6 その他の国税関係(2項目)

- (1) 印紙税を廃止すること
- (2) 相続及び贈与による土地及び建物の所有権移転登記に係る登録免許税を軽減すること

7 地方税法関係(11項目)

- (1) 償却資産に係る固定資産税制度を抜本的に見直すこと、法人における償却資産税の賦課期日を決算末日とするとともに、計算方法についても国税と同様とすること
- (2) 償却資産に対する固定資産税について、事業用と家事用とで共用している資産に対しては事業専用割合を考慮し、その使用状況に応じて課税標準額を算定し、税額を計算すること
- (3) 固定資産税の免税点の見直しを図ること（新規）
- (4) 事業所税を廃止すること
- (5) 個人住民税の所得控除を所得税の所得控除と同一にすること
- (6) 固定資産税（償却資産）において、建物附属設備（家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める設備）については、平成16年度税制改正前と同様にそれを取り付けた者が建物の所有者か賃借人かに関係なく課税対象に含めないものとする（新規）
- (7) 家屋の評価方法を見直し、実態に即した固定資産税評価額とすること
- (8) 外形標準課税を中小法人に導入しないこと
- (9) 個人住民税について、出国年に係る所得に課税する方法を検討すること
- (10) 個人事業税の事業主控除の金額を引き上げるとともに、課税対象事業の範囲を見直し税率の一本化を図ること
- (11) 地方税の申告納付における、すべての申告書・納付書を全自治体で統一する「地方統一様式」を導入すること

8 所得税法・法人税法・地方税共通関係(4項目)

- (1) 「電話加入権」を減価償却資産とし、減価償却の対象とするか、評価減を認めること
- (2) 夫婦間の居住用不動産の贈与の特例を適用した場合の登録免許税及び不動産取得税にも特例を設けること
- (3) ふるさと納税制度を廃止し、制度設計をやり直すこと

- (4) ソフトウェアの償却年数を見直すこと

9 国際課税関係(4項目)

- (1) 非居住者である扶養家族に関する提出書類について、e-Taxを利用したイメージデータ等の電磁的添付を認めること (新規)
- (2) 非居住者である扶養家族への送金について、扶養親族となる非居住者と同居する未成年の子の場合は個別送金の判断を緩和すること (新規)
- (3) 外国籍の居住者・永住者用源泉徴収票の記載内容を統一すること (新規)
- (4) 被相続人や相続人が日本国籍を有しない者である場合、申告に必要な書類やその取得方法についての情報提供を行うこと (新規)

・納税環境整備に関する意見－6項目

- (1) 税理士法人の一人法人を認めること
- (2) 税理士法を改正し、輸入消費税の税務折衝を認めること
- (3) 申告書等閲覧サービスに関して、手続きの簡略化を進めるとともに、申告書等のコピーも認めること
- (4) 申告書のほか、更正の請求書についても請求書に書面を添付できるようにすること (新規)
- (5) 国税庁HPの「路線価図・倍率表」における路線価図において、「路線価図ページ番号」毎のダウンロード形式ではなく、地図アプリのように直感的な操作で路線価図が表示されるよう改修すること
- (6) 法定調書(報酬・料金)の電子データでの提出を普及させるために、所定のフォーマット(CSV形式)の項目の配列が国税庁のサイトで公開されているが、文章形式で公開するだけでなく、具体的に表計算ソフトで作成されたひな形をダウンロードできるようにすること (新規)

IV. 令和5年度税制及び税務行政に関する意見内容

・税制に関する意見

1 第31回学術研究討論会における提言を中心とする意見

【所得税法関係】

- (1) 配偶者控除、扶養控除、基礎控除の主要な人的控除について控除額を増額するとともに、給与所得控除、公的年金等控除については、引き下げて、所得の種類による不公平をなくすこと（所法83、84、86）（新規）

（理由及び意見）

配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの人的控除は、生活保護と比べて低く、諸外国と比較しても低い水準である。また、諸外国では、給与所得控除がかなり少なく又はない場合もあるので、人的控除を引き上げるとともに働き方等の多様化に対応して、給与所得控除、公的年金等控除を縮減することが必要である。

- (2) 非永住者制度を廃止すること（所法2①四）（新規）

（理由及び意見）

非永住者制度が創設された当時、我が国の所得税は各国と比べて最高税率及び累進性が高かったが、現在では各国と同様に税率等に、差が無くなっているため、外国人に対して特別な制度を設ける理由はない。

また、他国にない特別な制度を設けることによって、どこの国においても課税されない所得が生じる可能性があるため、非永住者制度は廃止すべきである。

- (3) いわゆるシェアリング・エコノミーに係る所得税の課税につき、公平かつ簡便な課税方法を確立すること（所法106）（新規）

（理由及び意見）

近年、シェアリング・エコノミーといわれる経済取引が増加して来たが、この取引は、従来の税制では事業所得や雑所得に区分されるため、給与所得者などとの課税の公平性から問題があると考えられる。

また、この取引について申告に不慣れな利用者の増加により申告漏れや申告誤りなどが増加する恐れも考えられる。

そこで、シェアリング・エコノミーについては、公平な課税を考慮した上でデジタル技術を活用した申告の簡便化、具体的にはマイナポータルを活用した記入済み申告制度などの簡便な申告制度を確立すべきである。

- (4) 働き方の多様化に対応するため給与所得の範囲を拡大すること（所法28）（新規）

（理由及び意見）

近年、雇用形態や働き方が多様化し、フリーランスや請負契約等に基づく労務の提供を行う者が増加傾向にある。これらの者は、労働条件、所得水準の両面で、給与所得者と大きな違いは無いにも関わらず、事業所得者として課税され、給与所得控除の適用はされない。課税の公平性を保つとともに、これらフリーランスの申告実務の簡便性を確保するためにも、給与所得の範囲の見直しと明確化等、就労実態に対応した改正を行うべきである。

(5) 年末調整制度について、年末調整手続き後に、扶養是正が必要となった場合に、当該従業員本人が確定申告によって是正を行うなど、制度廃止の検討も含めて抜本的に見直すこと

(所法 190 他) (新規)

(理由及び意見)

現行の年末調整制度では、主たる従事先である事業主に対して、業務に直接関係のない家族に関する事情等を申告しなければならず、プライバシー保護の観点からも問題がある。納税者によっては、配偶者の正確な所得を把握することができず、正しい年末調整が行えない者もいる。近年は所得税の簡単な申告であれば、スマートフォンで気軽にできるようになる等、申告に係るデジタル環境は次第に整ってきている。今後、e-Taxのサーバー増強などの問題が生じる可能性もあるが、給与所得を主とする納税者が、事業主に扶養控除等申告書を提出する行為と自分で確定申告する行為との負担の差は徐々に縮まってきている。

また、現行の所得税源泉徴収の実務においては、従業員が年末調整処理の際に扶養親族の申告を行い、その後に扶養家族の所得超過等で扶養親族の対象ではないことが判明した場合等には、当該従業員が勤務する事業主宛に所得税が追徴され、その後、従業員の給与から追徴分を徴収するという事務が行われる。

このように、事業主が従業員から提出された資料に基づき正しく処理をしたにもかかわらず、一時的ではあるが追徴を受け、その後の精算事務も行わなければならないという事務的負担を負わされるというのは不合理であるため、そのような場合においては、誤った扶養控除等申告書を提出した従業員本人が、確定申告の義務を負う制度に改めるべきである。

さらに、令和2年分以降は所得金額調整控除が創設されるなど、年末調整事務がますます複雑化していることから、給与支払者は、源泉徴収のみを行い、給与所得者も含めて国民全員が確定申告を行うなど、年末調整制度を廃止も含めて制度自体を抜本的に見直すべきである。

【相続税法関係】

(6) 特定障害者に対する贈与税の非課税制度を利用しやすくするため、信託という形をとらず、暦年課税制度や相続時精算課税制度について、一定額の障害者控除を認めること (相法 21 の 4) (新規)

(理由及び意見)

現在の特定障害者に対する非課税制度は、信託契約に基づいて特定贈与信託をすることにより、多額の資金を障害者に残すことが可能となる制度であるが、信託会社を通じて取引を行うという点から利用者が非常に少なくなっている。

暦年課税や相続時精算課税制度の贈与を受ける際に、一定額の障害者控除を認めるなどの障害者が利用しやすい簡易な制度を検討する必要があると思われる。

(7) 相続税の障害者控除の計算について、障害の程度に応じて「重複障害者」という新たな区分を設け、1年あたりの控除額を10万円、20万円、30万円の3区分とすること (相法 19 の 4) (新規)

(理由及び意見)

現障害者の中には、障害を二つ以上併せ有する重複障害者に該当する人もいる。そのため障害者の実情に合わせるためには、障害者控除の区分を10万円と20万円という二つだけではなく、障害の実態に応じた控除額の見直しを検討すべきである。

- (8) **相続税の障害者控除額を障害者本人の相続税額から差し引いた残額を、扶養義務者の相続税額から強制的に控除するのではなく、扶養義務者の相続税額から差し引かないで、次の相続の時に障害者本人の税額から控除できるように残しておく選択ができるようにすること（相法19の4、相続税法施行令4の4④）（新規）**

（理由及び意見）

障害者控除を前回の相続で受けた者は、相続税法施行令第4条の4第4項の規定により、下記の算式のうち低い金額しか控除を受けることができない。

- ・10万円（20万円）×（85歳－今回の年齢）
- ・10万円（20万円）×（85歳－前回の年齢）－既控除額

この場合の既控除額は前回の相続時に、障害者本人の相続税額から控除された金額だけでなく、扶養義務者がいる場合に、障害者本人から控除した残額があるときには、扶養義務者の相続税額から控除された金額も含めることとなっている。

この扶養義務者からの控除が、現在は強制適用されることとなっているため、障害者本人の控除額が、強制的に扶養親族から控除されることになり、障害者本人にとって不利益になるケースがある。

よって、障害者本人が扶養義務者から控除するかどうか選択できるようにするべきである。

【法人税法関係】

- (9) **租税特別措置法上の中小法人及び中小企業者の定義を見直すこと**

（措法42の3の2、57の9①、42の4③七、42の6①、61の4②、66の12①、措令27の4⑫、27の6①）（新規）

（理由及び意見）

現状、税務上の中小企業の定義は、原則として資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないものと定義されている。しかし、コロナ禍で本来大企業である上場会社の減資が相次ぎ、減資を行った企業の実にその9割が資本金の額を1億円以下としている。この減資は、本来中小企業に認められている関係条文の優遇措置を受けるためであると考えられるが、税務上の趣旨に反する減資であるとする。

したがって、中小企業の定義に従業員1,000人以下といったような従業員基準ともいうべき新たな基準を設け、税の優遇を受けることを目的とした減資による大企業の中小企業化を防止すべきである。

【消費税法関係】

- (10) **軽減税率制度を廃止し、帳簿方式を維持した上で、適格請求書等保存制度（インボイス制度）の導入を見直すこと。さらに、納税義務の免除制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者とすることも含め制度を見直すこと（消法2、5、9、29、30他）**

（理由及び意見）

消費税の軽減税率制度は、軽減税率適用対象と標準税率適用対象の取引が混在し、事業者の事務負担が増加し複雑化しており、事業者のみならず消費者も、税率適用に関し、混乱が起きている。そこで、消費税の税率を単一税率に戻すとともに、単一税率により生ずる消費税の逆進性対策として、マイナンバー制度を利用した給付付き税額控除等も検討すべきである。

また、インボイス方式は「適格請求書」の保存を仕入税額控除の要件としているが、適格請求書発行事業者登録手続きが適正に行われるか不明なうえ、事業者に多大な事務負担をかけることとなるが、単一税率であれば、現行の「帳簿方式（請求書等保存方式）」で十分対応可能である。免税事業者を市場から排除することになるような施策は当該事業者にと

って受け入れ難く、インボイス方式の導入は見直すべきである。

さらに、令和元年10月から、消費税率は原則10パーセントに引き上げられ、今後も社会保障財源としてさらなる税率の引き上げが予想されているが、基準期間の課税売上高が1,000万円以下である事業者が、その課税期間における課税売上高が数億円となっても、消費税の納税義務が生じないことは不合理である。そこで、これらの問題を是正するために、小規模事業者免税制度を抜本的に見直し、事業者は課税事業者であることを前提とし、零細の個人事業者の課税事務手続きなどを考慮したうえで、限界税額控除制度や一定額の基礎控除以下の場合には、申告不要とする制度にすべきである。

【納税環境整備に関する意見】

(11) 暗号資産に関する課税について、暗号資産の特性に合わせ、担税力も配慮した独自の税制を確立すること（暗号資産に関する取扱い（FAQ）R2.12）（新規）

（理由及び意見）

国税庁から暗号資産に関する税務上の取扱いについて（FAQ）が公表されているが、暗号資産はこれまでにはない全く新しい概念の財産的価値であるため、既存の概念に基づく現在の税制に当てはめるのではなく、課税の公平も確保し納税者の担税力も考慮した独自の新しい税制を確立すべきである。

(12) 国際的な経済取引におけるデジタル化の進展に伴う税制改革を行うために、納税者権利憲章を早急に制定すること

（理由及び意見）

いわゆるGAFANAに見られるような国際的な巨大デジタル企業の成長とともに、これらの企業と課税権を持つ者（国）との対立や課税権を持つ国々同士の対立が続くことになった場合、税制改革を行う際にその対立の解消が優先され、その他の一般の納税者の権利が軽視される恐れもあるため、早急に納税者権利憲章を策定し、その上で課税や手続きの法整備の議論に臨むべきである。

2 所得税法関係

(1) 青色申告の純損失の繰越期間を相当期間延長すること。併せて、雑損失の繰越控除の期間も延長すること (所法 70)

(理由及び意見)

青色申告法人の欠損金の繰越期間が 10 年、増額更正及び減額更正並びに更正の請求に係る期間が、原則 5 年で統一されている。これらの期間と比較し、個人の青色申告者の純損失の繰越期間が 3 年であることは、均衡を失っており、少なくとも 5 年に延長すべきである。

東日本大震災により生じた純損失の金額は 5 年間の特別控除後の総所得金額等から差引ができる。現在起こっている自然災害を考えると損失の金額は膨大であり、生活を立て直すには 3 年では無理である。東日本大震災の時にとった 5 年間という雑損失の繰越控除を一般の自然災害にも適用すべきである。

(2) 年少扶養親族に対する所得控除を復活させること (所法 2①三十四の二、三十四の三、所法 84、平成 22 年度所得税法等改正法附則 5)

(理由及び意見)

児童手当等の給付は、社会保障制度の一つとしての子育て支援が目的である。一方、所得(扶養)控除制度は、所得税法上の制度であり、社会保障制度が改正されたからといって廃止すべきものではない。少子化傾向の我国にとって、すべての子育て世代への支援は必須であり、年少扶養控除を復活させ、安心して子供を産める社会にすることに助力すべきである。したがって、年少扶養親族に対する所得控除を復活すべきである。

(3) 所得税及び消費税の準確定申告の申告期限を見直すこと (所法 124、125、消法 45)

(理由及び意見)

準確定申告の申告期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から 4 か月以内であるが、相続人等が国外など遠隔地に居住することも珍しくなくなっている現状を考慮すると、申告期限までの期間が短すぎる。従って、準確定申告の期限を相続開始があったことを知った日の翌日から 8 か月以内とすべきである。

(4) 土地建物等の譲渡損益について他の所得との損益通算を可能にすること

(所法 69、措法 31、32)

(理由及び意見)

損益通算制度は、所得の種類を問わず適正な担税力に応じて課税するという課税原則の基本理念を実現するための制度であるにもかかわらず、平成 16 年度の改正により土地建物等の譲渡損失の他の所得との損益通算及び譲渡損失の繰越控除制度が廃止されたため、担税力を失った部分にも課税することになってしまった。このことは、税制の基本である「応能負担原則」に著しく反している。

さらに、この損益通算の規制と損失の繰越控除の規制によって、事業運営不振を補てんするため等の遊休不動産の売却による流動化が阻害され、経済活性化への一層の足かせとなっているため。

(5) 災害損失控除を創設すること (所法 70、71、72、140)

(理由及び意見)

現行の雑損控除は、災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合に、課税所得の計算上、差引損失金額から総所得金額等の 10% を控除した上で、総所得金額等から他の所得控除に優先して控除することとされている。しかし、①災害による損失は、通常、盗難又は横領による損失よりも多額になること、②激甚災害の場合は、被災地域の

経済基盤が回復するまでには相当の期間を要すること、③災害による損失額を最大限に勘案することは、被災者のみならず納税者の理解と納得が得られると考えられること等の観点から、雑損控除から災害による損失を独立させて災害損失控除とすべきである。

また、その際には所得控除における控除の順序についても、考慮することが必要である。具体的には、まず災害損失控除以外の他の所得控除や譲渡所得の特別控除を適用し、最後に災害損失控除を適用することとすべきである。また、控除しきれない場合には、繰越控除期間を10年以上とすることが適当である。さらに、災害損失控除については、その年分の適用のほか、前年分への遡及適用を認めるべきである。

(6) 文化功労者の年金を課税対象とすること（所法9）

(理由及び意見)

文化功労者には年額350万円が終身支給されるが、功労に報いるという趣旨で課税しないこととされている。ノーベル基金から交付される金品や優秀な成績を収めたオリンピック選手に支給される金品についても非課税であるが、これらは一時的な金品である。文化功労者年金が終身非課税であることについての積極的理由が乏しいため。

(7) 法人成りした場合、個人事業の廃業届をもって予定納税減額申請したものとみなすこと（所法104）

(理由及び意見)

個人事業者が法人組織化して個人事業を廃業した場合、廃業届の提出をもって減額申請したものとみなし、手続きの簡略化をはかるべきである。

(8) 源泉所得税の納期の特例を7月20日までに変更すること（所法216）

(理由及び意見)

源泉所得税の納付等に係る7月上旬の業務負担を分散・軽減するため、7月・1月を20日で統一することで納税者により分かり易くするため。

(9) 不動産所得に係る損益通算制度の特例を廃止すること（措法41の4）

(理由及び意見)

この特例は平成4年から土地価格の高騰を抑えるために導入された制度だが、現在ではその制度の存在意義がなく即刻廃止すべきである。支払利子の負担により所得が減少しているにも関わらず、損益通算を認めないのは、担税力からいっても問題である。平成10年度の税制改正で、すでに法人税の新規取得土地等に係る負債利子の特例は廃止されており、法人税との公平性からも廃止すべきである。

(10) 障害者控除の要件緩和又は介護者控除を創設すること（所法2①二十八）

(理由及び意見)

介護認定を受けている人が障害者控除の適用を受けるためには、さらに市町村等から障害者認定を受けなければならない。介護認定を受けていれば障害者控除を受けられるように、手続きを簡略すべきである。また、手続きを簡略化できないのであれば、介護者控除なるものを創設して適用者とすべきである。

(11) 基礎控除をすべての納税者に一律条件で認められる制度に戻すこと（所法86）

(理由及び意見)

令和2年分以後の所得税において、合計所得金額が2,400万円を超える個人について基礎控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える個人については、基礎控除の

適用は出来ないこととする旨の改正が行われている。基礎控除は、最低限の生活を維持するために必要な収入を守る趣旨で昭和 22 年に創設された。これは日本国憲法第 25 条「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とする生存権の規定に合った制度と言える。つまり、納税義務者の最低生活費からは徴税できないとする考え方に基づくものであり、所得金額の大小により所得税の基礎控除額を減額し、又はゼロとすることは認められず、一律無条件で認められる制度に戻すべきである。

(12) 新規開業者、新設法人の源泉所得税の納期特例の適用を、申請書提出日の属する月の支払い分から適用すること（所法 216、217）（新規）

（理由及び意見）

現在、納期特例制度は承認申請とされており、届出月の翌月からしか適用されない。

新設の場合に開業月から特例を受けるためには、開業月の前月中に承認申請を提出する必要があり不合理である。「開業届」と一緒に提出された場合には開業月から納期特例を適用すべきである。

(13) 所得税の青色申告承認申請書の提出期限をその年分の確定申告書の提出期限までとすること。また、相続により事業を承継した場合については、相続税の申告書提出期限までとすること（所法 144、147、所基通 144－1）

（理由及び意見）

個人は、新たに事業を開始した日から 2 か月以内に青色申告承認申請書を提出することになっているが、個人事業者がこれら税務関係諸手続きに精通しているとは言い難く、提出期限を徒過してしまうことも多い。青色申告の要件を備えているのであれば、期限を確定申告書の提出期限とすべきである。また、相続により事業を承継する場合も遺産分割協議に時間を要することも多く、事業承継人を確定させるにも時間がかかる。よって、相続により事業を承継する場合の提出期限は相続税の申告書提出期限とするべきである。

(14) 不動産所得・山林所得の生ずる可能性のある相続人の青色申告の承認申請の提出期限を確定申告の提出期限までとするなど、不動産所得・山林所得と事業所得の提出期限を分けること（所法 144、147、所基通 144－1）

（理由及び意見）

相続により事業を承継した場合の青色申告の承認申請の提出期限は、①相続を開始した日がその年の 1 月 1 日から 8 月 31 日までの場合・・・相続を開始した日から 4 か月以内 ②相続を開始日がその年の 9 月 1 日から 10 月 31 日までの場合・・・その年の 12 月 31 日まで ③相続を開始した日がその年の 11 月 1 日から 12 月 31 日までの場合・・・その年の翌年の 2 月 15 日まで、と定められている。この提出期限は、事業所得を承継した場合を前提とした提出期限であると思われる。不動産所得や山林所得がある被相続人の相続が開始した際に、実務上では遺産分割が整っていなくても上記の提出期限があるために、暫定的に相続人全員が青色申告の承認申請を提出する場合がある。このような場合において、実際に遺産分割協議が整った時に、不動産所得や山林所得を生ずる不動産を相続しなかった相続人は取りやめの届出書を提出する必要がある。また、この取りやめの届出書を提出した場合、1 年間は再度青色申告の承認を提出することができず、不利益が生じる。

(15) 土地等の譲渡所得における概算取得費制度を見直すこと

(措法 31 の 4、措通 31 の 4-1)

(理由及び意見)

土地等の譲渡所得では取得費が不明な場合に 5% の概算取得費を認めているが、5% という値は高度成長前の土地価格を前提としたものであり、あまりに過少である。取得費不明の土地を所有する納税者としては手放したくても手放し難い状況も見受けられる。

そこで、土地の有効活用を進めて経済を早急に活性化させるため、改正初年度は 30% の概算取得費を認め、改正の翌年度以降は毎年 5% ずつ低減させた概算取得費とし、最終的には 10% から 15% 程度の概算取得費を恒久的な制度とするような施策を講ずるべきである。

(16) 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用要件について見直すこと (所法 33、措法 35③一二) (新規)

(理由及び意見)

現行制度では、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋が適用要件とされているが、被相続人等の居住用財産であれば、建築年数にかかわらず適用すべきである。

また、一定の耐震基準を満たさない建物の場合の取り壊しが要件についても、実態として土地建物を併せて譲渡並びに売却し、その後、建物を取り壊す場合が多く見受けられる。このような場合においては、居住用財産の譲渡者は、その特例の適用が受けられず、著しく不利な結果となる。このような不公平を解消するために、譲渡後の取り壊しであっても、①譲渡契約書に建物の取り壊しを条件とする譲渡である旨の記載があり、②実際に取り壊しによる滅失登記の書類等を添付できる場合においては、特例の適用が認められるようにすべきである。

(17) 同一生計配偶者の青色専従者等の除外を廃止し、事業に専従する親族への適正対価は、必要経費として認めること (所法 2①三十三、所法 56、57)

(理由及び意見)

青色専従者の労働の実態は、一般の給与所得者と変わらないことが多い。適切に経理処理が行われ、対価の額も合理的であることを前提として、配偶者(特別)控除の要件に合うのであれば控除対象とすべきである。また、生計を一にする親族に支払う対価(給与・賃金)であっても、適正契約に基づき金額、支払方法、従事時間の把握が適正であり、記帳が適正に行われている場合には、事業等の必要経費として認めるべきである。法人税では同族会社であっても親族に対する対価の支払いについては損金算入が認められており、法人、個人の課税の公平の観点からも必要経費として認められるべきである。

3 相続税法関係

(1) 法定耐用年数を経過した家屋及び敷地(宅地)等の評価減を設けること、また、家屋の価額を評価する場合におけるその家屋の固定資産評価額に乗ずる倍率を一部見直し、特定の家屋や特定の地域については個別に指定して現行よりも低い倍率を乗ずるよう
にすること (相法 22、財基通 1、89)

(理由及び意見)

現行の家屋の相続税評価額は、固定資産税評価額に 1.0 倍をした金額となっている。固定資産税評価額は法定耐用年数を経過したものであっても、「最終残価率」が再建築価格の 20% と設定されているため、これを下回る評価額とはならない。

固定資産税評価額に不服がある場合には審査の申出が可能であるが、これは固定資

産税の課税のための制度であり、相続という偶発的な場合にはなじまない。

そこで、耐用年数を経過した家屋については、経過年数に応じた（5年単位など）減額措置を設けるべきである。また、当該敷地も更地にするためには、家屋の取壊し等の利用制限があるので減額措置を設けるべきである。

（2）相続税・贈与税申告における非上場株式等の課税特例として、80%評価減制度を創設すること（措法70の2、70の5、70の6、70の7）

（理由及び意見）

現行の事業承継税制は改正を重ねて拡充されてきてはいるものの、平成30年度改正の内容をもってしてもなお、手続きが煩雑である。また、あくまでも「納税猶予」制度であることから承継者は常にプレッシャーを受け続けることとなる。そこでいわゆる「小規模宅地等の特例」のように、シンプルに非上場株式の評価減制度を導入し、相続時・贈与時の課税関係を終了させることで、承継者の負担を軽減し、円滑な事業継続を可能とするべきである。

なお、適用対象となる会社は現行制度（中小企業者要件、従業員要件、資産管理会社非該当要件、非上場会社等要件、風俗営業会社非該当要件、円滑な事業運営要件など）を踏襲する。

（3）相続税法第18条（相続税額の加算）対象者から民法第1050条の規定により創設され、令和元年7月1日から適用となる特別の寄与者が相続税法第4条第2項により被相続人から遺贈により取得したものとみなされたものを除外すること（相法18）

（理由及び意見）

相続税の加算は、本来一親等の血族及び配偶者以外の者が財産を取得することは偶然性が高く、かつ、担税力が強いものとして規定されているものである。しかし、特別の寄与者は、被相続人の療養看護等をしたことに対する財産の遺贈を認めたもので、少子高齢化が進行し、特別の寄与による財産の移転を推進する必要があると考える。

（4）相続税法第32条第1項に規定する更正の請求の期限について「同項各号に規定する事由が生じたことを知った日の翌日から四月以内に限り」とされているところ、当該期限を、「同日を経過する日と相続税法第27条第1項に規定する申告書の提出期限から5年を経過する日とのいずれか遅い日」と改正すること（相法32①）

（理由及び意見）

相続税法第32条第1項の規定は、旧国税通則法第23条第1項の規定により法定申告期限から1年を経過していることを理由に更正の請求を認めないとすると納税者に酷な結果となることから、特則として同項各号に掲げる理由がある場合には更正の請求を認めて、納税者の権利救済の道を拡充したものであると考えられる。

ところで、平成23年12月2日に、平成23年度税制改正に関する法律「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が公布され、平成23年12月2日以降に法定申告期限が到来する国税について、更正のできる期間が法定申告期限から5年に延長された。そこで、特則規定の更正の請求の期限は、納税者の権利救済の道を拡充するとの趣旨を思うとき、国税通則法第23条第1項に規定する更正の請求の期限の後の日であるべきである。

(5) 相続税法第 49 条第 1 項の規定に基づく開示請求書では、開示請求者は開示対象者から除外されているため、開示請求者も開示対象者に含めることを可能とすること（相法 49①）

（理由及び意見）

相続人全員の開示請求を行う場合、開示請求者については開示対象者とならないため、開示請求者本人分の取得のために他の相続人が改めて開示請求者となり開示請求をする必要がある。よって、全員分の開示請求をする場合には必ず 2 件以上の開示請求を行う必要がある。

相続時精算課税の制度は、平成 15 年 1 月から開始し、開始から 15 年以上が経過している。相続人の中には書類の紛失や適用の失念などを行っている場合も考えられる。開示請求者も開示対象者に含めることで、提出回数が削減され、トラブルの防止や適正申告に繋がると考える。

さらに、開示請求後回答までに最長で 2 か月必要となる場合もあり、1 回の請求で完結させることで、手続きの簡略化を行うべきである。

(6) 連帯納付義務の適用対象者を限定すること（相法 34）

（理由及び意見）

相続財産に係る基礎控除額の引下げにより納税者数及び納税額が増加している中で、自らの意思で連帯保証の責めを負った訳でもないのに、この制度により連帯保証債務を背負う結果になってしまうのは、納税者の理解を得ることが難しい。よって、連帯納付義務の適用対象者は、一定金額以上の納税者に限定すべきである。

(7) 小規模宅地等の特例について 3 大都市圏とそれ以外の地域等で差別化すること（措法 69 の 4）（新規）

（理由及び意見）

平成 30 年 1 月 1 日以降適用の「地籍規模の大きな宅地の評価」では、3 大都市圏とそれ以外の地域で差別化がされているが、小規模宅地等の特例についても同様の差別化をすべきである。特に 3 大都市圏以外の地域に存在する市街化調整区域に存在する小規模宅地等については拡充すべきである。

(8) 配偶者居住権の評価を家屋の時価の 30% と一定にし、家屋の敷地への影響をさせない内容とすること（相法 23 の 2）

（理由及び意見）

配偶者の居住権を保護する方策として、配偶者居住権が創設された。この配偶者居住権とは、配偶者がその居住していた建物（居住建物）の全部について無償で使用及び収益する権利である。

配偶者居住権は、賃借権類似の法定の債権と解されている。

配偶者居住権の評価は、できる限り簡素であるべきと考えるが、相続税法第 23 条の 2 の評価方法は、難解な評価方法といえる。

借家権割合と同様に家屋の 30% とすべきである。

同法の評価方法によると、敷地の部分についても大きく評価が下がる結果となる。その結果、相続法改正の目的である、配偶者の居住権を保護の目的のためではなく、敷地の評価を減額し、相続税の負担を少なくするために行う事案が増加すると予想され、相続税回避の手段とされる。

配偶者居住権の評価は、家屋の時価の 30% とするのみで、相続法の改正趣旨にも合致する。

- (9) 被相続人の死亡により、相続人（相続人の6親等以内の親族及び3親等以内の血族を含む）以外の個人が生命保険金を取得した場合において、その個人が取得した保険金のうち被相続人が負担した保険料に対応する部分については、みなし相続財産とせず、一時所得として所得税を課税する等の対応を検討すること（相法3、所法34）**

（理由及び意見）

離婚や養子縁組につき離縁が行われ、生命保険金の受取人変更手続きを失念していた場合や内縁関係にある者を受取人としていた場合等、相続人が受け取れない保険金に対しても、みなし相続財産として相続財産の総額が増加する。そのことにより相続人の相続税の負担が増加することを回避するため。

- (10) 贈与税の基礎控除の引き上げ及び税率の緩和並びに子育て世代等への税率の緩和を行うこと（相法21の5、21の7、措法70の2③、70の2④）**

（理由及び意見）

高齢者層に偏在しているという個人資産の移転を図るのであれば、贈与等の移転をしやすくし、経済的効果につなげることも可能である。車の運転免許取得や大学進学等資金を考慮し、基礎控除を年間150万円程度まで引き上げるべきである。

- (11) 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税制度について、令和元年度税制改正前に手続き済みの納税者については一定の特例を認めること（措法70の2の2、措令40の4の3、措規23の5の3）**

（理由及び意見）

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税制度については、令和元年度税制改正で期限が延長になったものの、教育資金の範囲については縮小されることとなった。この範囲縮小については令和元年度税制改正前に手続き済みの納税者についても適用されるが、平成25年から始まった当制度について教育資金の範囲を縮小するような改正は納税者の法的地位の安定性や予測可能性を阻害するものであり、憲法で定める租税法律主義の派生原則である租税立法不遑及の原則に反する恐れがあると考えられることから、令和元年度税制改正前に手続き済みの納税者については、教育資金の範囲を改正前のもので維持するか、信託契約の解除や変更等をもって非課税申告の修正等が行えるようにすべきである。

4 法人税法関係

- (1) 受取配当等は全額益金不算入にすること（法法23）**

（理由及び意見）

平成27年度税制改正で、法人税率引下げの財源確保のため、一定の持株比率の株式等に係る受取配当等の益金不算入割合が引き下げられたが、株主としての地位に基づいて配分される剰余金については、支払法人側で損金算入されない。これが受取法人側で課税されてしまうと、同一の利益に対して二重に課税することになる。受取配当等の益金不算入制度は、二重課税を排除する趣旨で設けられているものであることから、「完全子法人株式等及び関連法人株式等」以外の株式等に係る受取配当等についても全額を益金不算入とすべきである。

- (2) 退職給付引当金及び賞与引当金の損金算入制度を創設すること（旧法法54）**

（理由及び意見）

退職給付引当金及び賞与引当金は、一般に公正妥当と認められる会計基準が支持し、中

小企業会計指針及び中小会計要領においても、これを推進する理念的に適切妥当であると
する根拠を有するものである。退職給付引当金については、就業規則等に基づく労働法規
上も制約拘束される法的責務として認識すべきものである以上、これを否定することの
妥当性は見出し得ず、賞与引当金についても、就業規則等により支給条件が規定されてい
る条件債務たるべきもの及び事業年度末までに支給の明示がなされているものは、債務の
認識として引当計上されることは当然であって、損金算入を認めるべきである。

(3) 役員給与損金算入規定等について見直すこと（法法 34）

（理由及び意見）

会社法制定により役員報酬の利益処分手続きが廃止され、会計基準の改正により役員賞
与が職務執行の対価と位置付けられるなど、抜本的に見直されたが、法人税法第 34 条（役
員給与の損金不算入）の規定は、損金の額に算入される役員給与を限定列挙するという形
式になっている。

役員給与は職務執行の対価であるから、法人税法第 22 条により原則として損金の額に算
入され、恣意性のあるもの等の課税上弊害があるものについてのみ損金の額に算入しない
のが本来の姿であると考えられる。したがって、損金不算入とする役員給与を明示した上
で、役員報酬及び賞与について株主総会等の決議によって事前に確定した金額の範囲まで
の部分については、経営者のモチベーションを高めるためにも、不相当に高額なものを除
き原則として損金の額に算入すべきである。

5 消費税法関係

(1) 消費税の「課税事業者届出」及び「納税義務者でなくなった旨の届出」手続きを簡素 化すること（消法 57①一、二）

（理由及び意見）

消費税課税事業者の届出及び消費税の納税義務者でなくなった旨の届出手続きを簡素化
するため、基準期間用の消費税申告書に 2 年後の申告について意思表示の欄を作るなど簡
素化を図るべきである。

(2) 消費税の届出書及び申請書の提出期限を見直すこと（消法 9④、19②、37）

（理由及び意見）

経済環境が短期間に大きく変化する中で、その課税期間の開始前日までに消費税に関
する適切な判断をすることは非常に困難であり、納税額に大きな差異が生じるなど、事
業者に大きな負担を強いている。したがって、消費税の各種届出書及び承認申請書の提
出期限は、その適用を受けようとする課税期間に係る確定申告書の提出期限までするべ
きである。

(3) 消費税の中間申告回数を見直すこと及びその納付回数の基準となる確定消費税額を引 き下げること（消法 42）

（理由及び意見）

現行の制度では、1 回・3 回・11 回の中間申告の規定があるが、これ以外の回数で申告
納付する仕組みがあると、納税者にとって選択肢が増えると考えられる。また、その納付回数の
基準となる確定消費税額が 48 万円、400 万円、4,800 万円となっているが、この基準を引
き下げて、より早めの納付を促進することにより、滞納の防止につながると考えられるた
め、中間申告制度の規定を見直すべきである。

(4) 簡易課税制度を選択した場合の2年間の継続適用を廃止すること（消法 42）

（理由及び意見）

設備投資等の意思決定に柔軟に対応できるようにするため、簡易課税制度を選択した場合の2年間の継続適用を廃止すべきである。

(5) 令和2年度の消費税の改正で居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限が行われた。この改正の対象となる居住用賃貸建物の譲渡を非課税取引とすること又は譲渡した場合の仕入税額控除の調整期間を仕入日から第5年度の課税期間の末日までとすること（消法 35 の2②、消令 53 の2②）（新規）

（理由及び意見）

令和2年度の税制改正で居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除はほぼ不可能になったが、一方で居住用賃貸建物を売却した場合は課税取引となる。調整期間内（仕入日から第3年度の課税期間の末日まで）に譲渡した場合には、課税譲渡等割合を乗じて計算した額を譲渡日の属する課税期間の仕入税額控除に加算することができるが、それ以上の期間、保有した場合は仕入税額控除ができないにも関わらず、一方的に課税されるので、租税公平主義の観点からも問題があると思われる。

6 その他の国税関係

(1) 印紙税を廃止すること（印紙税法全文）

（理由及び意見）

印紙税は、特定文書の作成行為に対して課税されるものである。電子商取引が普及し、電子決済が進んでいる今日において、紙の文書には課税し、電子文書には課税しないのは、不公平であるので廃止すべきである。

(2) 相続及び贈与による土地及び建物の所有権移転登記に係る登録免許税を軽減すること（登録免許税法 9、別表 1、措法 72～75）（新規）

（理由及び意見）

相続登記が強制適用となることに併せて、不動産の相続による登録免許税をさらに軽減すべきである。また、高齢世代からの財産の移転を促すことも視野に入れて、贈与に関しても登録免許税を軽減すべきである。現在の贈与による不動産の移転登記に係る登録免許税は不動産価格の1000分の20である。一方、措置法においては、所有権の保存登記を初め移転登記等の軽減措置が講じられており、税率も1000分の1となっている。高齢世代からの財産移転を促すには、贈与による登録免許税を軽減することが必要であり、贈与による不動産登録免許税も軽減すべきである。

7 地方税法関係

(1) 償却資産に係る固定資産税制度を抜本的に見直すこと。また、法人における償却資産税の賦課期日を決算末日とするとともに、計算方法についても国税と同様とすること（地法 341、349～351、359、383）

（理由及び意見）

賦課期日と申告期限については、「償却資産課税のあり方に関する調査研究—申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について—」（平成30年3月（一財）資産評価システム研究センター）において、賦課期日は現行法のままとしつつも、申告期限につき、現行方式と電子申告に限り法人税の申告期限と一致させる新方式との選択制にするとの方向性が示された。事業者の事務負担軽減、課税庁の課税事務効率化及び電子申告率の向上に伴う実務の簡素化・効率化の観点から評価できるものであり、まずはこれを早期に実現すべ

きである。

また、償却資産税の賦課期日は、法人についても決算日と関係なく、1月1日とされている。平成19年度税制改正により、減価償却資産は残存簿価1円まで償却できるようになったが、固定資産税の償却資産の最低限度評価額を取得価格の5%とする評価方法は維持されており、30万円未満の少額減価償却資産の取扱いについて国税と乖離している。したがって、国税における固定資産税の規定との整合性、申告業務の簡素化などの観点から、法人が有する償却資産の賦課期日は決算期末日とし、国税の減価償却の計算と同一の方法で課税標準を算出する等、償却資産税の賦課期日や計算方法と申告書の提出期限を国税に合致させるべきである。

(2) 償却資産に対する固定資産税について、事業用と家事用とで共用している資産に対しては事業専用割合を考慮し、その使用状況に応じて課税標準額を算定し、税額を計算すること（地法349の2、固定資産評価基準第3章第1節一）

(理由及び意見)

償却資産に対する固定資産税は、土地及び建物以外の資産のうち非事業用資産（家事用資産）については課税されない。それに対し、事業用と家事用とで共用している資産については、事業専用割合は考慮されず、割合が高くても低くても同額の課税標準となり、事業専用割合に関わらず同額課税されることは不合理であり不公平である。

(3) 固定資産税の免税点の見直しを図ること（地法351）（新規）

(理由及び意見)

固定資産税の免税点方式は、免税点を超えるとすべての固定資産に課税される。土地建物の売買を活性化させ、償却資産の設備投資を促進させるため、免税点方式に代えて基礎控除方式に変更すべきである。

(4) 事業所税を廃止すること（地法701の30～74）

(理由及び意見)

平成の大合併を背景に、新たに課税団体となった市が増加したが、都市集中の度合いが合併前後において何ら変わらないにも関わらず、新たな課税を強いるのは不合理であり、納税者に過大な負担を強いるものである。

(5) 個人住民税の所得控除を所得税の所得控除と同一にすること

(地法34、314の2、314の6)

(理由及び意見)

所得税及び地方税の所得控除額が異なることから、制度そのものが複雑であり、納税者に分かりにくいものとなっている。

(6) 固定資産税（償却資産）において、建物附属設備（家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める設備）については、平成16年度税制改正前と同様にそれを取り付けた者が建物の所有者か賃借人かに関係なく課税対象に含めないものとする
こと（地法341四、343十）（新規）

(理由及び意見)

賃借人が行った内部造作に対して固定資産税（償却資産）を課税することにより、新たな出店等の設備投資意欲を削ぐことになる。

これは、各市町村が「地方創生」を掲げて空き家・空き店舗問題に取り組む中、まったく相反する取扱いであることから直ちに廃止すべきである。

(7) 家屋の評価方法を見直し、実態に即した固定資産税評価額とすること

(地法 349 外)

(理由及び意見)

家屋の評価方法は、再建築費を基準として、経年減点補正率等による調整が行われ、原則3年ごとに見直しが行われているが、実際の取引価額とはかけ離れた評価額となっている場合が散見される。一律に決められている経年減点補正率の下限を20%から10%に引下げを行うなど、建築から相当年数経過した老朽家屋については、実態に即した評価とすべく、評価方法を見直すべきである。

(8) 外形標準課税を中小法人に導入しないこと (地法 72 の 2)

(理由及び意見)

経営基盤の脆弱な中小企業に対し、利益計上の有無にかかわらず課税することは、当該企業の経営を圧迫し、企業の存続、雇用継続に大きな影響を及ぼすこととなるため、外形標準課税を中小法人に導入すべきではない。

(9) 個人住民税について、出国年に係る所得に課税する方法を検討すること

(地法 39)

(理由及び意見)

前年の所得を課税標準として翌年1月1日を賦課期日とする現行の前年所得課税では、1月1日に死亡又は出国した場合、国内で稼得された最後の年の所得に対して、個人住民税は原則として課税されない。

このうち、出国は、死亡とは異なり、本人の意思により何度でも、賦課期日(1月1日)に出国した状態(日本国に存在しない)を創出することが可能である。

このような住民税に係る租税回避を避けるために、出国する場合には、出国日を賦課期日とする特例(例えば、国税における準確定申告のような制度)を設けるなど、出国年に係る所得にも個人住民税を課税する方法を検討すべきである。

(10) 個人事業税の事業主控除の金額を引き上げるとともに、課税対象事業の範囲を見直し税率の一本化を図ること (地法 72 の 49 の 14、72 の 49 の 17、72 の 2)

(理由及び意見)

個人事業税の事業主控除290万円は、平成11年に270万円から20万円引上げられ290万円となったが、この21年間引上げがなされていない。個人の事業所得には勤労性所得が含まれており、法人事業税とのバランスを考慮し、事業主の給与分には事業税を課さないことを目的とするものである。国税庁が発表した平成27年分の民間給与実態の調査から踏まえても、400万円程度に引上げるべきである。また、広く一定の個人事業主に負担を求める課税の公平の見地からして、すべての課税客体を課税対象とし、税率を一本化すべきである。

(11) 地方税の申告納付における、すべての申告書・納付書を全自治体で統一する「地方統一様式」を導入すること

(理由及び意見)

全国一律の様式に変更することで、納税者側・地方自治体側双方での事務処理の簡素化を図られるため。

8 所得税法・法人税法・地方税関連関係

(1) 「電話加入権」を減価償却資産とし、減価償却の対象とするか、評価減を認めること（法法2二十二、二十三、所法2十八、十九、所令5、6、法令12、13）

（理由及び意見）

電話加入権は、無形固定資産とされるが、減価償却資産の範囲に含まれない。したがって、減価償却の対象とはならず、また、その評価減も認められていない。しかしながら、現在は、電話加入権を購入しなくとも固定回線を開通することができること、また、相続税評価額も数千円程度であることなどを考慮すると、当初の取得価格を貸借対照表に記載することは現状にそぐわない。したがって、電話加入権についても減価償却の対象とするか、又は評価減を認めるべきである。

(2) 夫婦間の居住用不動産の贈与の特例を適用した場合の登録免許税及び不動産取得税にも特例を設けること

（理由及び意見）

贈与税の非課税枠は 2,000 万円であるのに対し、不動産取得税は現行 3 %（本則 4 %）、登録免許税は 1000 分の 20 とされているため、大きな税負担となる。登録免許税や不動産取得税にも課税標準の特例や非課税枠を創設し、税負担を減らすべきである。

(3) ふるさと納税制度を廃止し、制度設計をやり直すこと（所法78、地法37の2）

（理由及び意見）

現行のふるさと納税制度は、本来の趣旨を逸脱し、所得の高い人々への優遇措置となっ
てしまっていることや、寄附を受け取った自治体と寄附者が受け取った利益は、寄附者が
居住する自治体と国の負担で、もたらされることになっており、地方税制の毀損につな
がっているとの批判もある。当制度は課税の公平の観点からいったん廃止し、もう一度制
度設計をやり直すべきである。

(4) ソフトウェアの償却年数を見直すこと（法法2二十三、法令13、法通7-3-15の2、法通7-3-15の3、所法2十九、所通49-8-2、所通49-8の3、耐令1、別表3、耐令別表6他）

（理由及び意見）

クラウド技術等の発展に伴いソフトウェアの販売形態はパッケージ販売からSaaS（ソフト
ウェアアズアサービス）が主流になって来ている。従来制度におけるソフトウェアの耐
用年数は「複写して販売するための原本」又は「開発研究用のもの」のみを3年としてお
り、現況にはそぐわないため耐用年数を短くすべきである。

9 国際税制関連関係

(1) 非居住者である扶養家族に関する提出書類について、e-Tax を利用したイメージデータ等の電磁的添付を認めること（所法 2、79、84、85、措法 41 の 16、令和 2 年度所得税の改正）（新規）

（理由及び意見）

各扶養親族の親族関係書類や各扶養親族別に直接送金した書類などの提出書類については、紙での提出が義務付けられているが、ICT化に伴い、海外からの書類についてもイメージデータ等の電磁的方法による取得が多くなってきている。行政のDX化が叫ばれる昨今、e-Taxによるイメージデータ等電磁的添付も承認すべきである。

(2) 非居住者である扶養家族への送金について、扶養親族となる非居住者と同居する未成年の子の場合は個別送金の判断を緩和すること（所法 2、79、84、85、措法 41 の 16、令和 2 年度所得税の改正）（新規）

（理由及び意見）

各扶養親族別に直接送金した書類が必要となる。しかし、母国の配偶者等と未成年の子に送金する場合には、子に直接送金する方法は現実的でない。

扶養親族となる非居住者と同居する未成年の子の場合は個別送金の判断を緩和すべきである。

(3) 外国籍の居住者・永住者用源泉徴収票の記載内容を統一すること （所法 226、所得税法施行規則 93①一のロ）（新規）

（理由及び意見）

名称の表記が、カナ表記や英字表記等統一がされておらず、表記が違うため、銀行口座の開設などに問題が発生する場合がある。住所氏名等の記載方法については、在留カード・マイナンバーカードと統一すべきである。

(4) 被相続人や相続人が日本国籍を有しない者である場合、申告に必要な書類やその取得方法についての情報提供を行うこと（相法 1 の三）（新規）

（理由及び意見）

被相続人又は相続人が日本国籍を有しない者である相続事案が身近に発生するようになってきていることから、納税者利便に資するために、主要国毎に相続人の戸籍謄本等親族関係書類やその取得方法等を取りまとめた情報の提供を行うべきである。

・納税環境整備に関する意見内容

(1) 税理士法人の一人法人を認めること （税理士法 48 の 2、48 の 18、税理士法基本通達 48 の 8 - 1）

（理由及び意見）

税理士法人は、継続的かつ安定的な税務サービスを提供するために出来たものであり、合名会社に準じた特別法人である。合名会社が社員一名で設立が可能であり、また、社会保険労務士法人は一人法人を認めている。一人法人でも税理士法人の利点を十分に発揮することができる。

(2) 税理士法を改正し、輸入消費税の税務折衝を認めること（税理士法2）

（理由及び意見）

税理士法で税理士が関与できる税目の中に、関税（輸入消費税）が含まれていない。税関当局もこの税理士法のしほりに基づき税務折衝ができない旨自認している。しかし、資格がある通関士は独立開業を法律で許されていないため、税関と税務折衝できる専門家が不存在となっている。実態は、税関の調査当局も税理士の同席を求めるのが現状である。従って、輸入消費税の税務折衝を税理士法で認め条文を追加すべきである。

(3) 申告書等閲覧サービスに関して、手続きの簡略化を進めるとともに、申告書等のコピーも認めること（申告書等閲覧サービスの実施について（事務運営指針））

（理由及び意見）

令和元年9月1日から事務運営指針「申告書等閲覧サービスの実施について」の改正に基づき、閲覧時の写真撮影が認められた。しかしながら、同閲覧は税理士が申告書等に添付した税務代理権限証書に基づき、納税者等に代わって閲覧することは認められず、別途委任状の提出が必要とされている。また、撮影に関しても、委任状に撮影を希望する旨の記載が必要とされ、撮影時には、窓口担当者の同席や写真の確認などの手間が発生している。ついては、コピーを認めることで窓口担当者の立会コスト等の行政コストの削減及び事務効率の向上、納税者の利便性の向上に務めるべきである。

(4) 申告書のほか、更正の請求書についても請求書に書面を添付できるようにすること（税理士法33の2）（新規）

（理由及び意見）

更正の請求書には、参考資料の添付も多くなることから、更正の請求に至った事情や税理士の確認事項について積極的に説明することにより、税務行政においても、迅速な処理に貢献することができる。

(5) 国税庁HPの「路線価図・倍率表」における路線価図において、「路線価図ページ番号」毎のダウンロード形式ではなく、地図アプリのように直感的な操作で路線価図が表示されるよう改修すること

（理由及び意見）

国税庁HPにおいて、路線価図を表示するためには、地名の他に路線価図ページ番号を選択し、個別のイメージデータをダウンロードする必要がある。しかしながら、各地名内での路線価図ページ番号の把握は困難であり、目的の土地を探すためには、索引図を利用しなければ、該当の地名に対応する複数のページをダウンロードし、個別に確認を行う必要がある。

また、索引図への誘導についても、路線価図・町丁名索引のページからのみ該当の市区町村の索引図へのリンクのみが掲載されており、当該ページへの誘導がわかりにくい。地図をクリックするだけで目的の路線図へたどり着けるような直感的な操作を可能とする改修をすべきである。

(6) 法定調書（報酬・料金）の電子データでの提出を普及させるために、所定のフォーマット（CSV形式）の項目の配列が国税庁のサイトで公開されているが、文章形式で公開するだけでなく、具体的に表計算ソフトで作成されたひな形をダウンロードできるようにすること（デジタル行政推進法）（新規）

（理由及び意見）

紙ベースで大量に提出していた法定調書を、電子データで提出することが、大法人においては義務化されつつあるが、日本の法人件数の大部分を占める中小企業においてこ

そ、電子データによる提出を容易にすることが制度の充実を図るうえでも重要であり、かつ、なじみのある表計算ソフト等で簡単に作成できるようにすることは、簡単かつ低予算で実現できる方法であると考える。

ご協力をお願い

調査研究部では、会員各位からの税制改正に関する貴重なご意見を募集しております。ご所属の県連宛てにご提出ください。どうぞよろしく願いいたします。

令和 4 年 3 月 31 日

作成担当

関東信越税理士会 調査研究部

部	長	渡	邊	信	子	(新潟支部)
副	部	長	笹	尾	博	樹 (前橋支部)
			荒	木	雅	江 (土浦支部)
			森		訓	司 (栃木支部)
委	員	横	田	幸	雄	(前橋支部)
			吉	井	宏	文 (高崎支部)
			横	田	尚	久 (川越支部)
			山	田	康	博 (長岡支部)
			市	村	二	三代 (長岡支部)
			岩	木		功 (上田支部)
担	当	副	会	長	小	林 馨 (高崎支部)
担	当	専	務	理	事	西 山 利 昭 (長野支部)